

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
福島 大輝 小川 咲太郎	御幸橋あさひ整骨院	広島市中区東千田町一丁目1-108	柔道整復	令和8年4月28日
石賀 崇	はりきゅうマッサージブルースター大町院	広島市安佐南区大町東二丁目4番16-201号	あん摩マッ サージ	令和8年7月13日
石賀 崇	はりきゅうマッサージブルースター大町院	広島市安佐南区大町東二丁目4番16-201号	はり・きゅう	令和8年7月13日
山崎 裕斗	クレーレ八幡整骨院	広島市佐伯区八幡4-9-9	柔道整復	令和8年3月2日
真鍋 優太郎	クレーレ整骨院緑井店	広島市安佐南区緑井3-15-27	柔道整復	令和8年3月2日